

江東区人材確保及び定着に向けた奨学金返還支援事業補助金

令和8年度 公募要領（申請マニュアル）

令和8年7月1日

1 事業の目的

江東区(以下「区」といいます。)に在住及び在勤する奨学金の返済を抱えている若年就業者に対し、奨学金の返還に要する額の一部を補助することにより、建設業等の人手不足が深刻な区内の中小企業者において、人材の確保の促進及び若年就業者の定着率の向上並びに経済的負担の軽減、将来不安の軽減、消費意欲の喚起等を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的としています。

2 交付までの流れ

順番	実施者	実施事項	実施時期	実施手段	該当ページ
(1)	補助対象者*1	事前申請	入社日以降3か月以内 ※	オンライン、 郵送又は持参	8
(2)	区	認定・申請却下通知	事前申請日の翌月中	郵送	9
(3)	(事前認定を受けた) 補助対象者*1	現況報告及び交付申請	事前申請の翌年度以降、 毎年7～9月	オンライン、 郵送又は持参	9～10
(4)	区	交付決定・申請却下通知	交付申請日の翌月中	郵送	10
(5)	(交付決定を受けた) 補助対象者*1	請求書の提出	交付決定通知から 30日以内	郵送又は持参	11
(6)	区	補助金の交付	請求書を受領後 おおむね1か月後	口座振込	11

※令和8年度に限り、令和8年4月1日～令和8年12月31日入社の方(就業開始日から起算して3か月経過後に区の住民基本台帳に登録した者を除く)は令和9年3月31日まで事前申請可能です。

＼ポイント／

(2)の事前認定を受けた後は、(3)～(6)を毎年繰り返します。

3 *1 補助対象者とは

事前申請時に次の(1)～(6)を全て満たし、交付申請時に次の(6)～(9)を全て満たす方

- (1) 事前申請日が就業開始日から起算して3か月以内であること。
※令和8年4月1日以降に入社した方が対象となります。
- (2) 事前申請日の属する年度の3月31日時点において、年齢が40歳以下であること。
※令和8年度は昭和61年4月2日以降に生まれた方
- (3) 区内に住所を有すること。
- (4) 区内の対象事業所*2において正社員として就業していること。
※補助対象者の就業場所が区内であることが必要です。
- (5) 対象となる奨学金*3の貸付けを受け、返還予定又は返還中であること。
- (6) 国、都、公社等による同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 補助対象期間*4があること。
- (8) 奨学金の返還を滞納していないこと。
- (9) 住民税を滞納していないこと。

4 *2 対象事業所とは

次の(1)～(4)を全て満たす事業所

- (1) 中小企業基本法に定める中小企業者であること。
(資本金3億円以下、または従業員300名以下の法人企業(個人事業主は対象外))
- (2) 事業の内容が、日本標準産業分類の大分類のうち、製造業、運輸業、建設業、情報通信業(中分類のうち情報サービス業及びインターネット附随サービス業に限る)のいずれかに該当すること。
- (3) 区内に所在すること。
- (4) 補助対象者の事前申請日以前に江東しごとサポートセンターの利用登録を行っていること。

5 *3 対象となる奨学金とは

次の(1)～(6)のいずれかに該当し、対象者本人名義で借り受け、対象者本人が返還するもの

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金
- (2) 公益財団法人交通遺児育英会奨学金
- (3) 一般財団法人あしなが育英会奨学金
- (4) 地方公共団体が貸付けるもの
- (5) 学校教育法に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、専門職大学または職業能力開発促進法に規定する大学校が貸付けるもの
- (6) 上記(1)～(5)に掲げるもののほか区長が特に必要と認めるもの

6 *⁴補助対象期間

(1)補助対象期間は、交付申請をする年度(=令和9年度)の前年度(=令和8年度)において、以下の①～④の期間が全て重複する期間(以下「重複期間*⁴」といいます。)とします。

* ⁴ 重複期間とは
以下の①～④が全て重複する期間 ①区内に住所を有する期間 ②対象事業所において正社員として就業している期間 ③奨学金を返還している期間 ④年齢が40歳未満である期間

(2)補助対象期間は、重複期間について、**1月単位(月の初めから末日まで)**で算出し、**重複期間が1月に満たない場合は補助対象外**とします。

(3)補助対象期間は、重複期間の最初の月を1月目とし、当該月から起算して**60月目(5年間)**を限度とします。

なお、交付申請は、事前申請をした年度の翌年度から**6年間**行うことができますが、補助対象期間中に返還猶予等により重複期間がない期間が発生した場合でも**6年間は変わりません**。

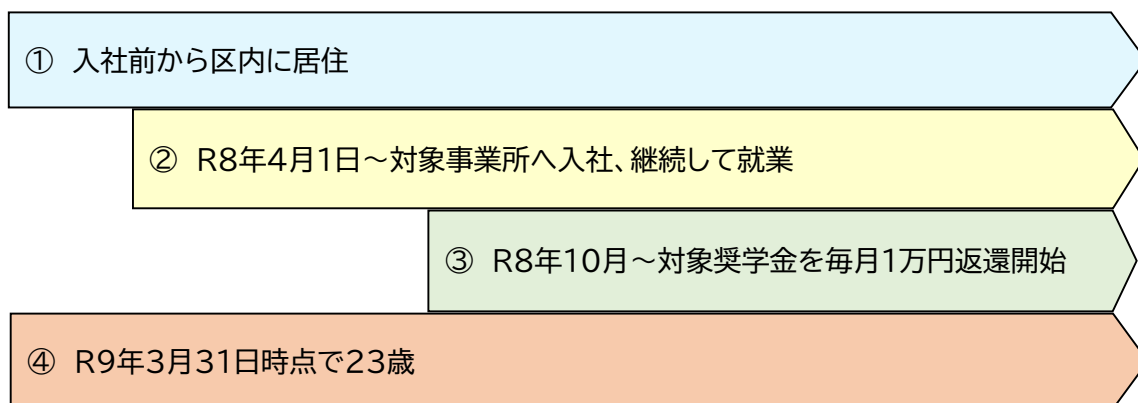
7 補助金の額

交付申請をする年度(=令和9年度)の前年度(=令和8年度)において、補助対象期間中に返還した奨学金および利子の合計額に**1/2を乗じて得た額と10万円(年間上限額)のうち、いずれか少ない額**とします。

また、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

◆交付額のモデルケース（令和=R と表記）

（例1）



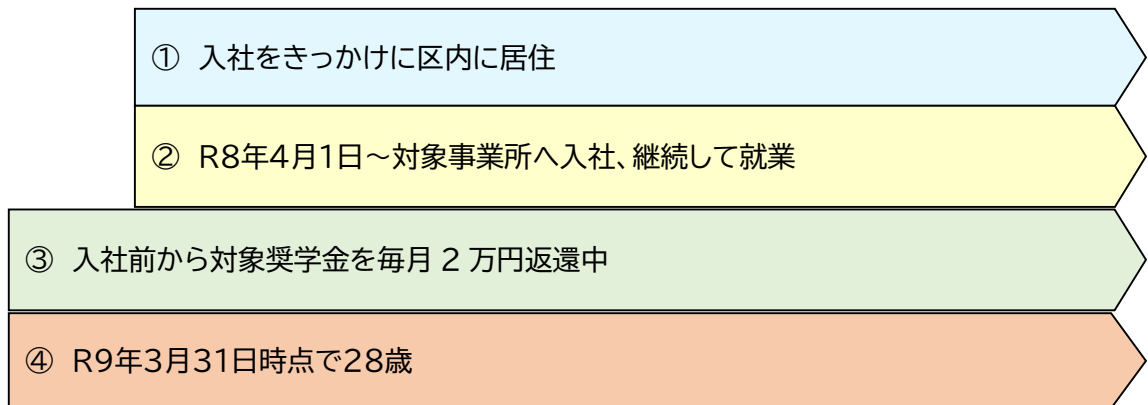
・対象期間は①～④が全て重複する期間=R8年10月～R13年9月(状況が変わらない場合)

・年度ごとの交付額

年度	交付額と計算式
R9年度	3万円=(R8年10月～R9年3月)6月×1万円×1/2
R10年度	6万円=(R9年4月～R10年3月)12月×1万円×1/2
R11年度	6万円=(R10年4月～R11年3月)12月×1万円×1/2
R12年度	6万円=(R11年4月～R12年3月)12月×1万円×1/2
R13年度	6万円=(R12年4月～R13年3月)12月×1万円×1/2
R14年度	3万円=(R13年4月～R13年9月)6月×1万円×1/2

※最大60月分なのでR13年9月分までの交付となります。

(例2)

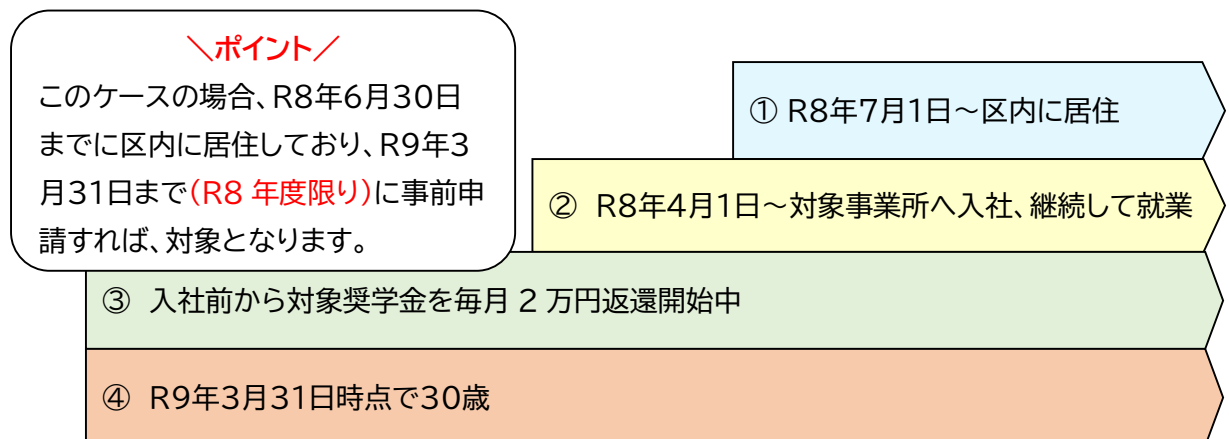


・対象期間は①～④が全て重複する期間=R8年4月1日～R13年3月(状況が変わらない場合)

・年度ごとの交付額

年度	交付額と計算式
R9年度	10万円=(R8年4月～R9年3月)12月×2万円×1/2(上限10万円)
R10年度	10万円=(R9年4月～R10年3月)12月×2万円×1/2(上限10万円)
R11年度	10万円=(R10年4月～R11年3月)12月×2万円×1/2(上限10万円)
R12年度	10万円=(R11年4月～R12年3月)12月×2万円×1/2(上限10万円)
R13年度	10万円=(R12年4月～R13年3月)12月×2万円×1/2(上限10万円)

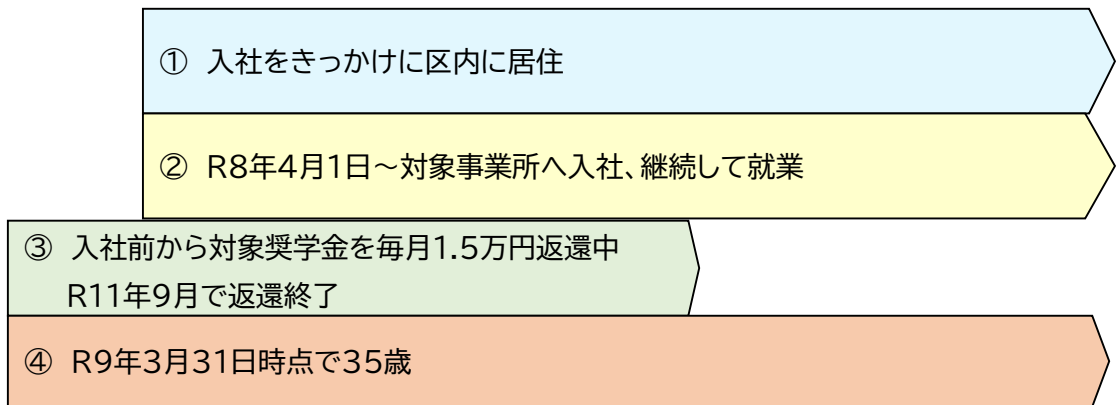
(例3)



・事前申請ができる「**入社日以降3か月以内**」の間において、「区内に住所を有すること」を満たしていない場合、対象外となりますのでご注意ください。

※(例3)のケースでは、R8年7月1日の時点で入社日から3か月経過した後に区内に居住してしまっているため対象外となります。

(例4)



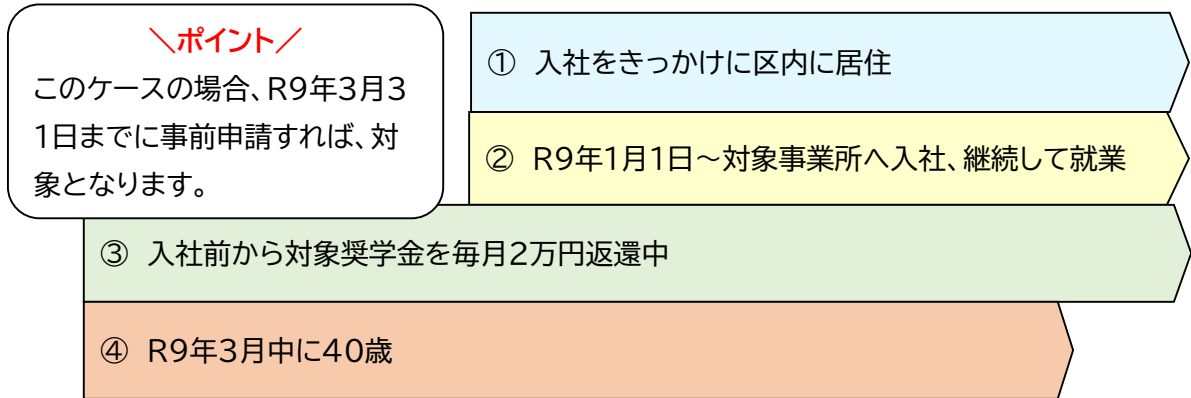
・対象期間は①～④が全て重複する期間=R8年4月1日～R11年9月(状況が変わらない場合)

・年度ごとの交付額

年度	交付額と計算式
R9年度	9万円=(R8年4月～R9年3月)12月×1.5万円×1/2
R10年度	9万円=(R9年4月～R10年3月)12月×1.5万円×1/2
R11年度	9万円=(R10年4月～R11年3月)12月×1.5万円×1/2
R12年度	4.5万円=(R11年4月～R11年9月)6月×1.5万円×1/2

※奨学金の返還が終了したら、最後の返還月分をもって、60月に達していなくても補助終了となります。

(例5)



・対象期間は①～④が全て重複する期間＝R9年1月1日～R9年2月(状況が変わらない場合)

・交付額

年度	交付額と計算式
R9年度	2万円＝(R9年1月～R9年2月)2月×2万円×1/2

※年齢が40歳に達したら、その前月分をもって、60月に達していなくても補助終了となります。

※誕生日が月の初日又は末日の場合、誕生日の前月までが補助対象となります。

(例)誕生日が3月1日又は3月31日の場合、2月分までが補助対象

※(例5)の場合、**R9年3月31日までに事前申請した場合には補助対象となりますが、R9年4月1日以降に事前申請した場合には補助対象外となります**のでご注意ください。

8 各手続きの詳細

(1) 事前申請（実施者:補助対象者）

◆概要

入社日以降、事前申請をして、補助対象者としての事前認定を受けてください。

事前申請ができる方は、2ページ「3 補助対象者とは」の要件を満たしていることが必要です。

◆申請期間（事前申請）

入社日以降3か月以内

※令和8年度に限り、令和8年4月1日～令和8年12月31日入社の方(就業開始日から起算して3か月経過後に区の住民基本台帳に登録した者を除く)は令和9年3月31日まで事前申請可能です。

ポイント

補助対象者が事前申請をする日以前に、就業先の事業所が江東しごとサポートセンターの利用登録を完了している必要がありますので、申請前に登録状況の確認をお願いいたします。

◆必要書類（事前申請）

	書類名	備考
①	江東区人材確保及び定着に向けた奨学金返還支援事業補助対象者事前認定申請書（別記第1号様式）	オンライン申請の場合は不要です。
②	正社員として就業していることが確認できる書類の写し	雇用契約書など
③	発行後3か月以内の対象事業所の履歴事項全部証明書の写し	補助対象者が法務局で郵送やオンラインにより取得が可能です。 ・請求事項:全部事項(謄本) ・証明書種類:履歴事項証明書
④	奨学金の貸付けを受けていることを証明する書類の写し	奨学金団体が発行する奨学金貸与証明書や奨学金返還証明書など
⑤	江東区人材確保及び定着に向けた奨学金返還支援事業に係るアンケート	オンライン申請の場合は不要です。

◆申請方法（事前申請）

オンライン申請、郵送または持参で申請してください。

オンライン申請	郵送または持参
江東区ホームページにアクセスして、事前申請フォーム、アンケート回答フォームから申請・回答してください。	所定の様式(①・⑤)を江東区のホームページからダウンロードして、必要書類②～④を添付して提出してください。
必要書類②～④をファイル形式の拡張子が「pdf・jpg・jpeg・png」のいずれかでご用意ください。	提出先は、13ページ「15 問合せ・提出先」を参照してください。 ※郵送の場合は、当日消印有効です。

(2) 認定・申請却下通知（実施者：区）

認定、または申請却下の結果については、郵送にて通知します。

(3) 現況報告及び交付申請（実施者：補助対象者）

◆概要

事前認定を受けた方は翌年度以降、毎年7月～9月末までの申請期間中に、必ず現況報告及び交付申請をしてください。

①現況報告

申請した内容に変更がないかどうかを確認します。

※交付申請をしない場合も、①現況報告は必ず毎年行ってください。

②交付申請

補助金を受け取るための申請です。前年度の奨学金返還状況や就業状況を確認します。

※返還猶予などにより、前年度に奨学金の返還がなされなかった場合は①現況報告のみで結構です。

＼ポイント／

事前認定を受けた方は、毎年度現況報告をする必要があります。

現況報告をしなかった場合は補助対象外となり、次年度以降に交付申請をしても不交付となりますのでご注意ください。

◆申請期間（現況報告及び交付申請）

事前認定の翌年度以降、毎年7月1日から9月30日まで

※9月30日が区役所の閉庁日(土日祝)の場合は、**前開庁日**を期限とします。

◆必要書類（現況報告及び交付申請）

	書類名	備考
①	江東区人材確保及び定着に向けた奨学金返還支援事業補助金現況報告書兼交付申請書 (別記第4号様式)	オンライン申請の場合は不要です。 事前認定を受けた方は、翌年度以降、毎年7月～9月末までの期間に提出してください。 交付申請書に記載のある同意・誓約事項に全て同意された方が交付申請することができます。
②	前年度の住民税の納税証明書または非課税証明書	令和9年度に交付申請する際は、令和8年度の証明書を提出してください。 令和8年1月1日現在、江東区に住民登録がある場合には提出不要です。
③	在職証明書 (別記第5号様式)	就業先から証明を受けた上で提出してください。
④	前年度の奨学金の返還額が分かる書類の写し	返還期間および返還金額が確認できるもの 奨学金団体に申請して交付される返還額証明書など
⑤	就業状況についてのアンケート	オンラインの申請の場合は不要です。

※②および③の書類については、オンライン申請の場合、原本の提出は不要です。

◆申請方法（現況報告及び交付申請）

オンライン申請、郵送または持参で申請してください。

オンライン申請	郵送または持参
江東区ホームページにアクセスして、現況報告及び交付申請フォーム、アンケート回答フォームから申請・回答してください。 【公開準備中】 必要書類②～④をファイル形式の拡張子が「pdf・jpg・jpeg・png」のいずれかでご用意ください。	所定の様式(①・⑤)を江東区のホームページからダウンロードして、必要書類②～④を添付して提出してください。 提出先は、13ページ「15 問合せ・提出先」を参照してください。 ※郵送の場合は、当日消印有効です。

(4) 交付決定・申請却下通知（実施者：区）

交付決定、または申請却下の結果については、郵送にて通知します。

(5) 請求書の提出（実施者:交付決定を受けた補助対象者）

◆概要

「(4)交付決定・申請却下通知（区がやること）」で交付決定通知書を受け取った方は請求書を提出してください。

◆提出期間（請求書の提出）

交付決定通知書の日付から 30 日以内

◆提出方法（請求書の提出）

郵送または持参にてご提出ください。提出先は13ページ「15 問合せ・提出先」を参照してください。

※押印が必要なため、オンラインでの提出はできません。

◆必要書類

	書類名	備考
①	江東区人材確保及び定着に向けた奨学金返還支援事業補助金請求書兼口座振替依頼書 (別記第11号様式)	様式は「(4)交付決定・申請却下通知（区がやること）」の交付決定通知書に同封します。
②	振込先口座の分かる通帳等の写し	通帳等のコピーなど ・金融機関名、支店番号、支店名、口座番号、口座名義人が確認できるもの。 ・補助対象者と口座名義人が一致している口座のみ対象です。

(6) 補助金の交付（実施者:江東区）

請求書を受領後、おおむね1か月後に、指定された振込先口座に入金します。

9 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び江東区個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。

区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を江東区人材確保及び定着に向けた奨学金返還支援事業補助金事務及び江東区中小企業雇用支援事業に関するものみに使用し、厳重に管理するとともに、本人の同意なしに第三者には提供いたしません。

また、規定の保存年限経過後には、適切な方法で廃棄します。

10 申請内容の変更

住所、氏名、就業状況、その他事前申請及び交付申請の内容に変更があった場合は「江東区人材確保及び定着に向けた奨学金返還支援事業補助金変更承認申請書」(別記第8号様式)を速やかに提出してください。なお、必要に応じて確認書類の追加提出を求める場合があります。

◆申請方法（申請内容の変更）

メール、郵送または持参で申請してください。

所定の様式を江東区のホームページからダウンロードして提出してください。

提出先は、13ページ「15 問合せ・提出先」を参照してください。

11 辞退

補助対象者は、次のいずれかに該当する時は、「江東区人材確保及び定着に向けた奨学金返還支援事業補助金交付辞退届出書」(別記第12号様式)を速やかに提出してください。

(1) 補助金の交付を受けることを辞退しようとするとき。

(2) 2ページ「3 補助対象者とは」に掲げる要件を満たさなくなったとき。

◆申請方法（辞退）

メール、郵送または持参で申請してください。

所定の様式を江東区のホームページからダウンロードして提出してください。

提出先は、13ページ「15 問合せ・提出先」を参照してください。

12 交付決定等の取消し

次に掲げる事項に該当した場合は、事前認定または補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 2ページ「3 補助対象者とは」に掲げる要件を欠いていたことが判明したとき。

(3) 上記「11 辞退」に記載の交付辞退届出書を提出したとき。

(4) 9ページ「8 各手続きの詳細(3)現況報告及び交付申請」に記載の現況報告書兼交付申請書を期限内に提出しなかったとき。

(5) 事前認定もしくは補助金の交付決定の内容またはその他法令に違反したとき。

13 再申請

2ページ「3 補助対象者とは」のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、補助対象外となります。

対象外になった方で、再度、補助対象者の要件を満たした場合は、**1回のみ**再申請が可能です。

ただし、交付申請が可能な期間は、最初に事前申請した年度の翌年度から**6年間**になります。

[例] 令和8年度に事前申請（令和14年度の交付申請まで可）

→ 令和10年度に対象外

→ 令和12年に再度事前申請（令和14年度の交付申請まで可）

※ご不明な点は、以下「15 問合せ・提出先」までお問合せください。

14 補助金の返還

補助金の交付決定が取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている時は、定められた期限までに返還してください。

15 問合せ・提出先

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28

江東区役所 地域振興部 経済課 雇用支援担当

電話:03-3647-8581

MAIL:koyou@city.koto.lg.jp

受付時間:8時30分から17時15分まで(土日祝日、12/29から1/3までを除く)